

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 29 年 10 月 26 日

高浜市長 吉 岡 初 浩

記

1 入札に付する事項

- (1) 公表番号 29 高財入第 127 号
- (2) 工事名 勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事
- (3) 路線等の名称
- (4) 工事場所 高浜市論地町五丁目地内
- (5) 工期 平成 29 年 12 月 18 日から
平成 30 年 5 月 31 日まで

(6) 工事概要

内装材撤去（石綿含有建材含む）	940 m ²
躯体解体（RC 造 2 階建）	940 m ²
建物基礎解体（PC 杭頭役 1～2 m 撤去含む）	549 m ²
廃材集荷・運搬・搬出・処分	一式
フェンス撤去処分	280 m
照明灯撤去処分	10 基
アスファルト舗装撤去	6,607 m ²
テニスコート舗装撤去	3,690 m ²
植栽撤去処分	一式
重機回送費	一式
都市ガス切断	一式
不要備品処分	15 車

(7) 入札の執行方法等

ア 高浜市契約規則（昭和 51 年高浜市規則第 1 号。以下「契約規則」という。）及び高浜市公共工事関係入札者に関する要綱（平成 9 年 5 月 20 日施行。以下「入札者に関する要綱」という。）に定めるところにより一般競争入札を下記のとおり行う。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する

- 金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札の回数は、1回とする。
- エ 本件の入札方式は電子入札（あいち電子調達共同システム（C A L S / E C（以下「電子入札システム」という。））により執行する。
- オ 入札時に内訳書を添付すること。

(8) その他

希望価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた価格）

金 59,393,000 円

契約書の要否	必要
低入札調査価格の有無	有
失格判断基準価格の有無	無
契約保証	必要

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等を行うための施設の名称及び所在地、ならびに再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法、処分場所等を参考に積算したうえで入札すること。

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、本市が発注する建設工事に係る競争入札参加資格審査を受けている者のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）（以下「建設業法」という）第3条第1項の規定により、とび・土工工事業に係る建設業許可を受けていること。
- (3) 平成28・29年度高浜市競争入札参加有資格者名簿（工事）のとび・土工工事業に登録されており、とび・土工工事の経営事項審査の総合評点が650点以上であり、愛知県内に本店又は支店を有すること。
- (4) 主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を当該対象工事について、建設業法の規定に従い適切に施工現場に配置できること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生

手続の申立てをなされている者でないこと。

- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをなされている者でないこと。
- (7) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から入札日までの間に高浜市工事等請負契約に係る入札参加停止取扱要綱(平成18年4月1日施行)に基づく入札参加停止の措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (8) この公告の日から開札の日までの期間において、「高浜市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年4月1日施行)(以下「合意書」という。)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (9) 本市に納める市税等、料金に未納がないこと。

3 入札参加資格の確認に関する事項

(1) 入札参加方法

入札に参加を希望する者は、電子入札システムにて、一般競争参加資格確認申請書に、一般競争入札参加資格確認資料【(3)に掲げる資料】(以下「資格確認申請書等」という。)を添付して申請し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、期限までに資格確認申請書を提出しない者、及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 資格確認申請書等の提出期間

平成29年10月26日(木)午後1時から11月13日(月)午後4時30分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ その他

提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。なお、提出された書類の返却は行わない。

- (2) 一般競争入札参加資格の確認は、資格確認申請書等の提出期限の日をもって行い、その結果は、平成29年11月21日(火)までに通知をする。
- (3) 一般競争入札参加資格確認資料は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書(実印の押印があるものの写し)
 - イ 建設業許可証明書(写し)
 - ウ 営業所の営業業種一覧表(写し)
 - エ 配置予定の主任(監理)技術者の資格者証(写し)
 - オ 経営事項審査結果通知書(平成28年3月以降で最新のもの)(写し)

4 契約条項等を示す場所

(1) 設計図書等の閲覧

ア 設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)は、あい

ち電子調達共同システム（C A L S / E C）の入札情報サービスの入札公告よりダウンロードすること。なお、設計図書等がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせること。

イ お問い合わせ場所

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市役所総務部財務グループ（2階 26番窓口）

電話 0566-52-1111（代表） 内線312

ウ 閲覧期間

平成29年10月26日（木）午前10時から平成29年11月8日（水）午後5時まで

（2） 設計図書等に対する質問及び回答

本公告（及び入札関係図書）に対する質問は、次のとおり文書を持参または郵送（書留郵便に限る。郵送の場合は11月7日当日消印有効とする。）によって受け付ける。受付場所は上記、問い合わせ場所に同じ。

様式は自由とするが、A4サイズとし、宛名は「高浜市長（財務グループ）」とし、「公表番号」と「工事名」を文書に記載のこと。

ア 質問書の提出期限 平成29年11月7日（火）午後5時まで

イ 回答公開日 平成29年11月13日（月）

ウ 回答公開方法 あいち電子調達システム（C A L S / E C）の「入札情報サービス」において、本件入札公告を掲示しているページに、添付資料として掲載する。

5 入札書の受付期間、開札日時及び場所

（1） 受付期間（電子）

平成29年12月11日（月）午前8時30分より

平成29年12月12日（火）午後4時30分まで

工事費内訳書を併せて送信すること。

（2） 開札日時

平成29年12月13日（水）午前9時30分

（3） 場 所

高浜市役所 2階会議室

6 その他

（1） 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、契約規則及び入札者に関する要綱の定めるところにより、入札日の前日までに入札保証金を納付し、又は入札保証金の納付に変わる担保を提供しなければならない。ただし、高浜市契約規則及び入札者に関する要綱の規定により、入札保証金の全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでない。

参考：高浜市契約規則第 11 条（入札保証金の納付の免除）

契約担当者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に、本市、国（公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 一般競争入札に参加しようとする者が、落札者となった場合において、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者がその責に帰すべき理由により契約を締結しないときは、当該落札者の入札保証金は還付しない。

ウ 落札者の入札保証金は、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(2) 入札の無効

契約規則第 12 条及び入札者に関する要綱第 14 条に該当する入札のほか、入札参加者の資格を有しない者がした入札、または、虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 落札者の決定

低入札価格調査の基準となる価格を設定した場合は、その価格を下まわる入札をした者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、希望価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(4) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、高浜市契約規則第 32 条に該当する場合は不要とする。

- (5) 入札執行において落札者となった者が、契約保証金を納付しないとき又は当該対象工事について、契約保証金の納付に代わる次のいずれかの措置を講じないときは、契約を締結しないことがある。

ア 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 18

4号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供

イ 履行保証保険契約の締結

ウ 工事履行保証契約の締結(履行ボンド)

(6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。

(7) 前金払については、請負金額の10分の4を超えない範囲内においてすることができる。

(8) 前金払を行った工事については、中間前金払をすることができることとする。

(9) 落札者は、この契約による事項を処理するための個人に関する情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(10) 暴力団排除に関する事項として次のとおり扱う。

ア 開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しない。

イ 暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

ウ 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(11) その他

入札に参加する者は、入札者に関する要綱、入札説明書等を熟読し、入札者の心得を遵守すること。

注意事項

(1) 市外業者の方へ

ア 本工事を受注した場合において、本工事の一部を下請発注するときは、できる限り市内業者を活用するよう努めるものとする。

イ 本工事を受注した場合において、施工に必要な工事資材、建設機械等を購入または借入れするときは、できる限り市内業者を活用するよう努めるものとする。